


所管部課	都市建設部土木課		部長	田辺 康弘																		
件名	市道路線の一部廃止について（市道第1203号線）																					
	区分	○	1 審議事項	2 報告事項																		
関係事項	条例規則	道路法第10条第1項及び第3項																				
	部課機関																					
<p>1. 要旨</p> <p>市道の隣接土地所有者から道路の一部について、「市道の廃止及び廃道敷の払下げ申請書」が提出され、通り抜け道路であるが、通行者の利用がなく、直近に通行ができる市道があり、廃止による通行の影響はないことから、道路法第10条第1項の規定に基づき、路線の一部廃止を行うため、同条第3項の規定により準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を得るものである。</p> <p>(1) 路線概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>幅員 (m)</th> <th>延長 (m)</th> <th>一部廃止区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市道第1203号線</td> <td>旧 東大和市向原 6丁目1259番2先</td> <td>東大和市向原 6丁目1245番44先</td> <td>1.82</td> <td>44.23</td> <td rowspan="2">延長 12.95m 面積 23.57 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>新 東大和市向原 6丁目1259番11先</td> <td>東大和市向原 6丁目1245番44先</td> <td>1.82</td> <td>31.28</td> </tr> </tbody> </table> <p>当該路線については、「東大和市道路線の認定、変更、廃止及び道路の区域変更等に関する取扱要綱」第4条第1項第2号（路線の廃止条件）に適合する。</p> <p>(2) 影響と効果</p> <p>一部廃止することにより、維持管理する区間が減少するとともに、売り払いにより市の収入増となる。</p>							路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	一部廃止区間	市道第1203号線	旧 東大和市向原 6丁目1259番2先	東大和市向原 6丁目1245番44先	1.82	44.23	延長 12.95m 面積 23.57 m <sup>2</sup>	新 東大和市向原 6丁目1259番11先	東大和市向原 6丁目1245番44先	1.82	31.28
路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	一部廃止区間																	
市道第1203号線	旧 東大和市向原 6丁目1259番2先	東大和市向原 6丁目1245番44先	1.82	44.23	延長 12.95m 面積 23.57 m <sup>2</sup>																	
	新 東大和市向原 6丁目1259番11先	東大和市向原 6丁目1245番44先	1.82	31.28																		
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和 3年 7月 2日 「市道の廃止及び廃道敷の払下げ申請書」が提出される。</p>																						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>市道第393号線との重複部分も廃止するが、廃道箇所は市道第393号線の道路としてそのまま残る。</p>																						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>令和3年第3回市議会定例会に、議案を提出したい。</p>																						
<p>5. 審議結果</p>																						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。